



曾於市 Agriculture Committee Magazine Of SOO-City

農業委員会だより

平成 26 年 3 月 発行 (第 9 号) 曾於市農業委員会



豊かな自然の中で 生命の鼓動を感じるまち

おもな内容

- ◇ 会長あいさつ
- ◇ 市長への政策提言
- ◇ 農地転用等について
- ◇ 農業者年金制度について
- ◇ 認定農業者・新規就農者紹介
- ◇ 全国農業新聞の購読・農業委員名簿
- ◇ 別紙 (農作業別標準賃金)





会長あいさつ

曾於市農業委員会 会長 森岡俊弘

農業委員会だよりの発行にあたり、一言ご挨拶申し上げます。市民の皆様方には、かねてより農業委員会の業務に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、日本経済再生を最優先課題として掲げた第2次安倍政権下での施策の展開もあって経済好転の兆しが見られたものの、農業面では、TPP問題、円安等に伴う生産資材の高騰、東日本大震災からの復興など、多くの課題が残された年ではなかったでしょうか。

曾於市農業委員会では、地域農業を守るため、曾於市長へ次の項目について提言いたしました。

1. TPP問題について
2. 畜産農家への支援について
3. 畑地かんがい事業の営農推進について
4. 有害鳥獣対策について
5. 食育推進と地産地消について
6. 後継者育成について
7. 有効販売戦略について

特に、市民のための基幹産業である農業を守り発展させるために、農地の確保・有効利用・担い手農家への農地集積・遊休農地対策や各種申請に対して公平迅速に対応するよう取り組んでまいります。

また、原発事故以来、日本の新しいエネルギーを求めて太陽光エネルギー（メガソーラー）の設置が最近急増しております。農地の有効利用につきましても、農地は農地として維持できるように、地域農業が進行し曾於市が発展するよう農業委員・職員一丸となり、積極的な活動を推進してまいりますので、今後ともご指導・ご協力をよろしくお願いします。

市長への政策提言

平成25年9月25日、曾於市農業委員会は地域農業振興のため、認定農業者や農家の声を集約して、農業政策に関する政策提言を市長に提出いたしました。

曾於市農業振興政策についての提言

曾於市発足以来9年目を迎え、市長を始め、関係機関一体となり、農業を支える担い手の育成や積極的な農業振興に取り組んでいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

農業委員会では、「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる『かけ橋』」の理念のもと、農地の有効利用や担い手の育成に取り組んでおります。平成21年度の農地法改正で、遊休農地対策の責任主体となり、年1回、区域内農地の利用状況を調査することが義務づけられ、また、国は新設の「農地・中間管理機構」に、耕作放棄地を貸し出すよう、高齢農家に促す役目を農業委員に期待していることなど、さらに農業委員会の役割は大きくなってきております。

現在、貿易の自由化を目指すTPP（環太平洋連携協定）参加の協議を進めている中、関税撤廃の例外が認められなければ、日本の農業を取り巻く情勢は一段と厳しさを増します。今後とも日本の農業を守るため是非とも参加を阻止していただくようお願い申し上げます。

曾於市農業委員会は、今後とも地域農業者の代表として、将来に希望を持ち、農業が発展するように行政上の諸問題について提言いたします。

平成26年度の本市の農業・農村施策に反映していただきますようお願い申し上げます。

記

1. TPP問題について

曾於市農業委員会は、引き続きTPP交渉への参加を反対します。

現政権は、既にTPP交渉に参加していますが、聖域なき関税撤廃には断固同意しないよう要望します。

仮に、交渉参加を決断する場合は、特に農林水産分野の重要品目（特に5品目）など聖域の確保を最優先し、それらが確保できないと判断した場合、脱退も辞さないこととし、我が国の実情を十分説明し曾於市民及び日本の農業を守ることを要望します。

2. 畜産農家への支援について

国は、牛肉の輸入制限を引き上げる動きがありますが、月齢緩和への対抗措置と対応を講じていただき我が国の畜産農家が不利益にならないよう要望します。

また、円安に伴う燃料費の高騰と併せて世界的な穀類の不作により配合飼料の値上がりが相次いでいます。価格差補填の助成を国・県に対し働きかけを要望します。

畜産経営において、各種補助金等の充実を図るため市畜産振興協議会が中心に講じていただいています。これまで以上に支援策を要望します。

3. 畑地かんがい事業の営農推進について

曾於東部畑かん事業は完成し、現在曾於北部畑かん事業が着々と進んでおり畑かんを利用した作物の選定比較試験も曾於畑かんセンター、市技連会を中心に行われています。

曾於市の土地利用型農業の経営体の中で畑かんを利用して従来の作型より 2 割以上の収量アップと所得向上を目指し、曾於市内に農産物加工場を造り生産から加工・販売までの第 6 次産業化を推進していただくことを要望します。

また、茶農家にとっては、3 月～4 月の晩霜対策でスプリンクラーを同時に利用し水不足に陥っていることから節水型温度センサーによる散水、節水型散水機具導入に対し補助金を国・県へ働きかけを要望します。

4. 有害鳥獣対策について

イノシシやカラス等による被害は年々増加傾向にあり、ラッピングのロール牧草に穴を開け雨水が入り、ラッピング牧草に多大な悪影響を与えています。また、本格焼酎出荷量日本一位となった霧島酒造への良質の原料芋を供給している当地域は、近年イノシシやシカの被害面積が毎年拡大している現状があります。その駆除を行う猟友会員の高齢化や当局による猟銃に対する所持検査の厳しさで、駆除隊員が年々減少しているのも被害拡大の要因でもあります。駆除隊員への出動手当の増額と獲物 1 個体当たりの駆除補助金の増額を要望することで、駆除隊員が出動意欲を持つ状況を作ることになります。そして、大型獲物（イノシシ、シカ）には最低 1 万円以上の補助金を要望します。

さらに、駆除した肉を利用し、曾於市内の飲食店で統一のレシピを作り駆除した肉の有効利用の検討を要望します。

5. 食育推進と地産地消について

曾於市内で生産される、野菜、米等を積極的に学校給食へ利用して頂き児童・生徒に対して地元で生産される農畜産物への認知度を高めることと安心安全な食材への関心を深めるように教育現場での指導をお願いしたい。

さらに、学校農園を有効利用して野菜、米作りを積極的に体験させ食育の充実を図って頂きたい。

近年、有機無農薬栽培の食材への関心が高まり需要が年々増加する傾向にあります。新たな取り組みとして農産物を有利販売するために曾於市内に有機無農薬栽培研究グループを立ち上げ畑かんセンターをはじめ経済課、JA 等関係機関の協力を得て有機無農薬の米、野菜の販路拡大を推進して頂くことを要望します。

6. 後継者育成について

農業を振興する上で、高齢化や担い手不足は、全国的に心配される現状ですが、本市は、曾於市畑かんセンター内の新規就農者は、毎年 30 名前後で県内でも一番多く就農しています。しかし、就農しても女性と出会う機会が少なく、積極的に話しかけができない後継者の独身男性が多い現状です。そこで、花嫁対策として予算を投じてメディア等を利用して継続的に花嫁対策に取り組んでいただくことを要望します。

また、後継者育成・若者定住のために、地域振興住宅並みの扱いで、市外在住を問わない後継者農家住宅の建設を要望します。

7. 有効販売戦略について

曾於市内の畑作体系は、焼酎用原料甘藷を除き、財部・末吉地区でゴボウ・里芋の植え付けが多く、大隅地区は秋冬野菜の白菜・キャベツの契約栽培の面積が拡大しています。これらの品目は、花卉農家も含め予冷庫があれば更に有効販売が可能な品目です。収納量 25 トンクラスの予冷庫設置を検討している若者農家もいます。設置費用の助成を国・県の事業と参照し十分な検討をお願いします。

曾於市の特産品である「ユズ」が、今後植栽できない状況になっています。ユズの樹は大きくなり収量は年々増加傾向で飽和状態に陥る事態が予想されます。平均して、ユズ農家の収益は決して良いとはいえない状況です。そこで、あと数社ユズ加工業者の誘致選定を行い、競争力を高めユズ栽培農家の所得向上に寄与していただくことを要望します。

農地の転用には

許可が必要です!!



農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、例えば住宅、駐車場、山林・畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、3支所の農業委員会（財部支所2階、末吉支所1階、大隅支所2階）で受け付けております。

締切日は、毎月10日（10日が土・日・祝日の場合は翌日）です。

4条申請・・・自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に杉・くぬぎを植林する
- 自己所有農地に住宅・畜舎等を建てる など

5条申請・・・他人名義の農地を買ってまたは借りて転用する場合

- 住宅を建てるため農地を買う・借りる
- 資材置場、駐車場として利用するため農地を買う・借りる など

再生可能エネルギー（太陽光発電施設）の設置に係る農地転用許可について

太陽光発電施設への転用については、第1種農地（優良な農地・10ha以上の広がりのある農地）は原則不許可。第2種農地・第3種農地は農地転用許可を受ければ設置可能です。事前に農業委員会に相談されるようお願いいたします。

無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利所得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復命令を命ずることができます。

これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金です。

農地を
相続した
ときは…

〔農地の相続等の届出のお願い〕

地元の農業委員会に届出をお願いします。

農業委員会では、例えば、相続した人が地元を離れていて、自分では手入れが出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越し下さい。

耕作放棄地の再生利用を応援します！

荒れた農地を再生しよう

○まずは草刈りから始めよう



○次は土づくりをしよう



「耕作放棄地再生利用対策」の支援があります！

刈払い等と土づくりを併せて支援
定額支援 (5万円/10a)
又は
重機を使用等 1/2 以内

土づくりが2年目も必要な場合
2万5千円/10a

作付けをはじめよう

「経営所得安定対策」の支援があります！

耕作放棄地を再生して「麦・大豆・そば・なたね」を作付け販売した場合、販売数量に対して「畑作物の直接支払交付金」を受けられます。ただし、農産物検査機関（JA など）での検査が義務づけられ、品質により交付金額が変動します。また、最長5年間の「再生利用交付金（平地2万円/10a, 条件不利地3万円/10a）」もあります。

麦や大豆を作ったら支援が受けられるんだ！



「耕作放棄地再利用対策」では、他にも耕作放棄地の再生利用に関する様々な支援が受けられます！

<p>実証ほ場を設置・運営しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生作業の実証試験 再生農地での作物の導入試験、展示・PR <p>定額支援</p>	<p>経営を安定させよう</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工品試作、試験販売 経営相談、販路開拓 <p>定額支援</p>	<p>農業体験施設をつくろう</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民参加で取り組もう 市民農園 教育ファーム <p>補助率 1/2 以内</p>	<p>農業用機械、施設を整備しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会による農業用機械の購入 農業用機械のリース 農業用施設（ハウス、果樹廊等） <p>補助率 1/2 以内</p>	<p>周りの農地と一緒に基盤を整えよう</p> <ul style="list-style-type: none"> 水路や溜池、農道の整備 暗渠排水の設置、客土 <p>定額 (2.5万円/10a) 又は補助率 1/2 以内</p>	<p>貯蔵施設を整備しよう</p> <ul style="list-style-type: none"> 乾燥調製貯蔵施設 集出荷貯蔵施設 <p>補助率 1/2 以内</p>
---	--	---	--	--	---

※支援内容の詳細は、市役所本庁経済課か、各支所産業振興課にお問い合わせください。

独身女性農業体験 ～おじやったもんせ曾於へ～

曾於市女性農業委員（6人）は、独身女性で農業に興味があり、一年間を通して農作業体験しながら、曾於市の良さや、すばらしさを知ってもらおうと、企画し実施しました。

鹿児島市内から3人、曾於市内から1人の4人の参加があり、3回の農作業体験や郷土料理作りなど多彩な催しを行い楽しい時間を過ごすことができました。

6月には、手植えでの田植え、甘藷苗の植え付け、10月には、自分たちが手植えした稲を鎌で刈り、甘藷は、手で掘った大きな芋を持って帰りました。また、こんにやくやあくまきを作り、大川原キャンプ場で宿泊し、溝之口洞穴の見学とパワーを頂きました。そして、1月には、冬野菜の収穫体験と陶芸体験を行いました。

参加された女性からは、「曾於市は人情も良く自然が豊かで料理も旨く、すばらしいところで、また来たい、農家の苦勞が少しでも理解でき作る人に感謝して食材は大事に頂きたい。そして、この経験を子ども達にも教えてあげられる体験ができて良かった。」と感想を頂きました。

我々女性農業委員は、実現するために何回も打合せを行い、協力していただいた方々に、感謝すること、参加者がまた曾於市に来てくれることを願ってお別れしました。



手植えによる田植え



機械刈にも挑戦しました

農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）**で、**年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

「特定保険料」は、政策支援（下記表1参照・国

庫補助）を受ける場合の保険料です。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下である必要があります。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表1】

区分	補助対象者	国庫補助額（ ）は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）	6,000円 (14,000円)	4,000円 (16,000円)
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者		
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に①の者になることを約束した者	(14,000円)	—

●新規加入者の声

西さんは、甘藷9ha、ゴボウ2ha、キャベツ60a、水稲60a、ハウスゴーヤ10aを作付けし、経営されています。夫の聡一郎さんはすでに農業者年金に加入されていましたが、今回妻の悦子さんも加入することにしました。加入の理由として、「税制上の優遇措置が受けられること、また農業者として将来国民年金だけの生活にも不安があることから、これから少しずつ積み立てていきながら、ゆとりある生活を送りたい。」と話されていました。



西悦子さん（財部町）

●受給者の声

外山陸夫さんは、約30年間酪農に携わっておられました。後継者がいなかったこともあり、平成21年2月第三者への経営移譲により農業者年金を受給されて4年になります。「若いときから年金を掛けてきて良かった。今こうして年金がもらえるのは、若いときの頑張りがあったからこそ。これからは健康に気をつけて長生きしたい」と話しておられました。



外山陸夫さん（財部町）

認定 農業者紹介



今鶴 博文さん (末吉町)

南之郷・原村自治会にお住まいの今鶴博文さんは、平成 14 年 3 月に認定農業者となり、露地野菜の栽培と肉用牛の生産を営んでおられます。以前から、里芋・ゴボウ・キャベツ・白菜などを J A や都城市場へ出荷し、奥さんのいつ子さんと共に大変忙しい日々を送られています。

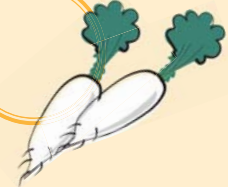
現在は、一人息子の真也さんも手伝うようになり、生産牛 32 頭・飼料畑 4 ha と甘藷 7 ha、大根 2 ha を中心に経営され、今後は畑作を中心に規模拡大したいということでした。

また、息子さんの真也さんは、独身で花嫁募集中とのことでした。



今鶴真也さん・いつ子さん・博文さん (末吉町)

新規 就農者紹介



戸田 将来さん (末吉町)

戸田将来さんは、末吉町南之郷中園出身で、岩川高校から県立農業大学校に進み、昨年卒業された直後、就農されました。現在は、大根 2 ha、甘藷 2 ha 作付けされ、両親とは経営体を別にし、専業農家として頑張っています。

両親は、南之郷で「あおき物産」を経営しており、常時 10 人程度の従業員を雇用し、1 年中青果用大根を出荷販売されています。そんな忙しい両親の農業への取り組み姿勢を見て育った将来さんは、自分でもこの道だと熱意を抱き進学し、就農されたそうです。

今は、実家を出て大隅町に一人暮らしで、「あおき物産」に通いながら、規模拡大し、今後は生産から加工まで手がけていきたいと力強く宣言されていました。

また、戸田さんは、曾於市新規就農者支援対策事業による支援を受けられ、今後が期待されているところです。



戸田 将来さん (末吉町)

“全国農業新聞”の購読を!



全国農業新聞は、農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が、農業者の立場に立って編集発行している“農業者のための情報誌”です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので、この機会に是非あなたもご購読ください。

毎週金曜日発行
定価 月600円(送料を含む)

申し込みは…
曾於市農業委員会事務局(財部支所内 ☎ 0986-72-0947)
末吉分室(☎ 0986-76-8818)、大隅分室(☎ 099-482-5959)

農業委員名簿です。お気軽にご相談ください。

◎農業・農地に関する相談・お問い合わせは、お近くの農業委員又は農業委員会事務局へ!

◎今年、農業委員の改選期です。

曾於市農業委員名簿

(任期 平成23年7月20日から26年7月19日)

議席番号	氏名	農地部会	電話番号	役職名	議席番号	氏名	農地部会	電話番号	役職名
1				欠番	19	柿木幸夫	(財部地区)	0986-75-1076	
2	中迫琢美	(大隅地区)	099-482-4307		20	小倉範房	(財部地区)	0986-72-3502	
3	長ヶ原末実	(末吉地区)	0986-76-4134		21	豊永峯雄	(大隅地区)	099-483-1477	
4	廣山栄作	(末吉地区)	0986-76-8027		22	岩切睦夫	(末吉地区)	0986-76-6239	
5	竹元守	(大隅地区)	099-482-3845	大隅地区農地部 会長代理	23	堀留美津子	(末吉地区)	0986-79-1933	末吉地区農地部 会長代理
6	小濱信子	(大隅地区)	099-483-1038		24	五位塚剛	(末吉地区)	0986-79-1935	
7	下岡万亀子	(末吉地区)	0986-76-4904		25	川添徳夫	(財部地区)	0986-74-2253	
8	津留与三郎	(大隅地区)	099-482-1513		26	吉満忠吉	(財部地区)	0986-72-3917	財部地区農地部 会長代理
9	林勝義	(大隅地区)	099-483-1411	大隅地区農地部 会長	27	鶴田順二	(大隅地区)	099-484-1073	
10	荻迫純明	(大隅地区)	099-481-2426		28	徳永孝志	(末吉地区)	0986-76-4929	末吉地区農地部 会長
11	迫将嗣	(末吉地区)	0986-76-3974		29	山口裕之	(末吉地区)	0986-76-6760	
12	森岡俊弘	(末吉地区)	0986-76-0092	会長	30	村山壮市	(末吉地区)	0986-76-2631	
13	濱田實	(末吉地区)	0986-76-3028		31	末平文明	(財部地区)	0986-72-2229	
14	天辰八郎	(大隅地区)	099-482-2470		32	光行純市	(末吉地区)	0986-76-4688	
15	末廣收	(財部地区)	0986-72-3548		33	福岡義信	(財部地区)	0986-72-3298	財部地区農地部 会長
16	松ノ下いずみ	(財部地区)	0986-72-3548		34	西聡一郎	(財部地区)	0986-75-1665	
17	山ノ内ひさえ	(財部地区)	0986-72-1853		35	坂野トメ	(大隅地区)	099-483-1151	
18	竹下一成	(大隅地区)	099-482-1294	農政部会長	36	財部秋雄	(大隅地区)	099-482-1547	会長職務代理者

《編集後記》

3月を迎え、今回第9号の「農業委員会だより」を発行することになりました。今後共、紙面を充実し、皆様方に親しまれる農業委員会だよりを発行してまいりますので、ご意見・ご要望等をお聞かせください。

編集委員一同